



2025年12月15日

各 位

会 社 名 B i t c o i n J a p a n 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長CEO フィリップ・ロード
(コード番号: 8105 東証スタンダード)
問い合わせ先 執行役員管理部長 矢 部 和 秀
TEL. 03-6824-9481

第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に係る 払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年11月28日開催の取締役会において決議した、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、本新株予約権の発行価額の総額（4,074,500円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年11月28日公表の「第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2025年12月15日
(2) 新株予約権の総数	140,500 個
(3) 発 行 価 額	総額 4,074,500 円（1個当たり 29 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	14,050,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権の上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」において定義します。）は 208 円（但し、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、14,050,000 株です。
(5) 資金調達の額	5,764,574,500 円（差引手取概算額：5,714,574,500 円）（注） (内訳) 新株予約権発行による調達額：4,074,500 円 新株予約権行使による調達額：5,760,500,000 円
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は410円です。 本新株予約権の行使価額は、各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。）の前取引日（以下に定義します。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」といいます。）の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使（以下「制限超過行使」といいます。）に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2025年11月28日の取引所終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称します。）が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 上記の計算による修正後の行使価額が208円を下回ることとなる場合（以下「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。 「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限を含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。 また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 行使期間	2025年12月16日から2026年12月15日まで

(8) 募集又は割当方法 (割当先)	マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(9) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。当社は、本買取契約において、①割当先は、一定の場合に、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、一定期間後に、当社は、当該請求に係る本新株予約権の全部を取得すること、②割当先は、当社取締役会の決議による事前の承認がない限り、本新株予約権を譲渡しないこと、③当社と割当先は、本新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、制限超過行使を制限するよう措置を講じること、④割当先は、当社に対し、少なくとも5営業日前の書面による通知をした場合、本買取契約を解約することができること等について合意しています。

(注) 本新株予約権に係る差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（50,000,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以上